

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月9日

独立行政法人労働者健康安全機構
横浜労災看護専門学校
契約担当役 校長 城 裕之

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 校内、建物清掃業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和8年8月31日まで
- (4) 実施場所 契約担当役の指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和2・3・4年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」、営業品目「建物管理等各種保守管理」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の開札の日時までに競争参加資格審査申請書を提出し、資格の認定を受けた者。
- (4) 過去5年間に契約不履行がないこと。
- (5) 本校と類似（若しくは「同等以上」）の規模を有する学校又は病院の元請を直近2年以上行った実績を有すること。
- (6) ISO9001（品質）及びISO14001（環境）を認証取得している者。
- (7) その他、入札説明書及び仕様書に定めている要件をみたしている者。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約事項を示す場所、入札心得書等の交付場所及び本件に関する問い合わせ先

〒222-0036

神奈川県横浜市港北区小机町3211番地

独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災看護専門学校 事務室 三輪

電話 045-474-6570

(2) 入札心得書等の交付方法

令和6年1月10日から上記(1)の場所で交付する。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く。

(3) 入札書の受領期限 令和6年2月1日(木) 15時00分

(4) 開札の日時及び場所 平成6年2月2日(金) 11時00分

横浜労災看護専門学校会議室

4. その他

(1) 契約手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告及び入札心得書に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災看護専門学校「校内、建物清掃業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年1月9日(火)

2. 契約担当官等

独立行政法人労働者健康安全機構

横浜労災看護専門学校契約担当役 校長 城 裕 之

3. 業務概要

- (1) 件 名 横浜労災看護専門学校校内、建物清掃業務
- (2) 場 所 神奈川県横浜市港北区小机町3211番地
横浜労災看護専門学校
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 期 間 令和6年4月1日から令和8年8月31日まで

4. 競争参加資格

(1) 次に掲げる条件を満たしている者であること。

- ① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること
- ③ 令和3・4・5年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類「役務の提供等」、営業品目「建物管理等各種保守管理」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の開札の日時までに競争参加資格審査申請書を提出し、資格の認定を受けた者
- ④ 過去5年間に契約不履行がないこと
- ⑤ 本校と類似(若しくは「同等以上」)の規模を有する学校又は病院の元請を直近2年以上行った実績を有する者であること
- ⑥ ISO9001(品質)及びISO14001(環境)を認証取得している者であること
- ⑦ その他 別紙「校内、建物清掃業務」における仕様書等に定める事項を全て満たすことができる者であること

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和6年1月10日(水)から令和6年1月31日(水)まで。
ただし「行政機関の休日に関する法律」に定める日を除く、10時から17時まで。
- ② 提出場所： 神奈川県横浜市港北区小机町3211番地
横浜労災看護専門学校 事務室 担当 三輪
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 添付資料は、次に示す要領に従い作成すること。

① 会社等の概要パンフレット

② 業務実績

4(1)⑤⑥に掲げる資格があることを判断できる契約書、仕様書又は証明書等の写しを提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年2月1日(木)付けにて通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成並び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 横浜労災看護専門学校契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
横浜労災看護専門学校 担当 三輪

電話 045-474-6570

6. 競争参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、横浜労災看護専門学校契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限： 令和6年1月31日(水)12時まで

② 提出場所： 5.(1)②に同じ。

③ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは令和6年1月31日(水)17時までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時： 令和6年2月2日(金)11時00分

(2) 場所： 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211番地

横浜労災看護専門学校 会議室

8. 質問事項

- (1) この件に関する質問事項については、別に配布する「質疑・回答書」1通をもって、次の場所及び日時に説明を担当する職員に提出すること。

なお、質問事項は、質疑の有無にかかわらず提出すること。

場 所 横浜労災看護専門学校事務室

日 時 令和6年1月31日(水) 15時

- (2) この質問事項の回答は、令和6年2月1日までに本校事務室掲示板に掲示する。

9. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

校内、建物清掃業務仕様書

1 目的

この仕様書は、横浜労災看護専門学校（以下「学校」という。）の建物及び敷地内の環境を衛生的に維持し、職員、学生及び外来者に対し常に快適な環境を提供することを目的として定める。

2 業務委託期間

業務を委託する期間は、令和6年4月1日から令和8年8月31日までとする。

3 一般事項

- (1) 作業責任者を定め、その者の氏名を届け出ること
- (2) 清掃計画表を事前に学校事務室に提出し、確実に業務を実施すること
- (3) 作業日誌を作成し、作業内容を毎日学校事務室へ提出すること
- (4) 学校の建物に使用されている建材、床材の特性を十分理解したうえで、最適な清掃方法と器材及び材料（洗剤等）を使用し業務を実施すること
- (5) 作業に当たっては、極力、職員、学生及び外来者の妨げとならないよう留意して実施すること
- (6) 建物及び敷地内施設に係る鍵を借用する場合は、学校事務室にて借用手続きを行うとともに真に業務に必要な場所及び時間のみ使用すること
- (7) 清掃用水、電力の使用については必要最小限度に努めることとし、特に照明は作業終了後の消灯を徹底すること
- (8) 休日、夜間に作業を行う場合は、事前に計画書を提出し事務室の許可を得ること
- (9) 作業終了後は、椅子、机等什器類、くずかご等を所定の位置に配置すること
- (10) 盗難、火災に留意し、作業終了の際は窓扉等の施錠及び火の元を確認すること
- (11) 学校事務室とは連絡を密にし、異常を発見した場合は直ちに報告すること

4 清掃業務の種別

- (1) 日常清掃 毎日（曜日を限定する場合あり）実施する清掃
- (2) 定期清掃 年に2回等、日常清掃以外に定期的に実施する清掃

5 清掃範囲及び作業内容

- (1) 清掃範囲及び作業内容は、作業場所、頻度は別紙清掃作業基準表による。
- (2) 上記（1）のほか、学校敷地内のごみ収集及び処分。

6 費用負担

- (1) 衛生消耗品（トイレトペーパー、水石鹼、ビニール袋等）の費用等、現に清掃に使用する消耗品以外の物については、学校負担とする。
- (2) その他、臨時的に必要な物品等が発生した場合は、学校事務室と協議のうえ決定する。

7 清掃作業時間

- (1) 日常清掃 原則として7:00 から17:00 の間に作業するものとする。
- (2) 定期清掃 原則として8:15 から17:00 の間に作業するものとするが、事前に学校事務室と打合せのうえ実施すること。

8 その他

上記のほか、想定以外の事象が発生した場合は、学校事務室と協議のうえ実施するものとする。

清掃面積調 (校舎・体育館)

番号	区分	実施日等	面積	単位	備考
1	校舎1階日常清掃面積	毎日実施	95.0	m ²	
	〃	週3回	146.2	m ²	
	〃	週2回	156.7	m ²	
	〃	週1回	501.1	m ²	
2	校舎2階日常清掃面積	毎日実施	33.5	m ²	
	〃	週3回	37.2	m ²	
	〃	週1回	366.0	m ²	
3	校舎3階日常清掃面積	毎日実施	34.5	m ²	
	〃	週1回	825.3	m ²	
	小計		2,195.5	m ²	
1	体育館日常清掃	週1回清掃	155.0	m ²	
	小計		155.0	m ²	
	日常清掃合計(校舎1～3階+体育館)		2,350.5	m ²	
1	校舎1階特別清掃	年2回	540.5	m ²	床洗浄・樹脂ワックス掛け
2	校舎1階特別清掃	〃	362.4	m ²	タイルカーペット洗浄
3	校舎2階特別清掃	〃	838.2	m ²	床洗浄・樹脂ワックス掛け
4	校舎2階特別清掃	〃	78.7	m ²	タイルカーペット洗浄
5	校舎3階特別清掃	〃	721.6	m ²	床洗浄・樹脂ワックス掛け
6	校舎3階特別清掃	〃	156.7	m ²	タイルカーペット洗浄
7	体育館特別清掃	〃	213.0	m ²	床洗浄・樹脂ワックス掛け
8	体育館アリーナ	〃	615.0	m ²	フローリング洗浄ワックス
	特別清掃合計		3,526.1	m ²	
	内訳)				
	床洗浄・樹脂ワックス掛け		2,313.3	m ²	
	タイルカーペット洗浄		597.8	m ²	
	フローリング洗浄ワックス		615.0	m ²	

清掃面積調 (学生宿舎)

番号	区分	実施日等	面積	単位	備考
1	学生宿舎1階・2階	年2回	418.7	m ²	床洗浄・樹脂ワックス掛け